



証券コード5711

第92回 定時株主総会招集ご通知添付書類



第92期報告書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)



目 次

◆事業報告	2
◆連結計算書類	37
◆計算書類	40
◆監査報告	43
◆(ご参考)	47

 三菱マテリアル株式会社

当社は、2017年4月1日に社名ロゴタイプを新たに制定いたしました。

新たな社名ロゴタイプは、赤いスリーダイヤを使用し、社名部分を黒字のシャープな文字形状とすることで、技術力をもってグローバル市場を開拓し、当社グループの重要経営課題である海外での事業推進の更なる発展を図っていくという企業姿勢を表現いたしました。



取締役社長 竹内 章

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第92期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の報告書をお届けいたします。

2017年5月

表紙の写真

- セメント事業 米国三菱セメント社クッشنベリー工場 (カリフォルニア州)
- 金属事業 銅ビレット (堺工場)
- 加工事業 切削加工中の刃先交換式バイト (筑波製作所、岐阜製作所)
- 電子材料事業 MMCエレクトロニクス ラオス社
- アルミ事業 飲料用アルミ缶 (ユニバーサル製缶株)
- その他の事業 大沼地熱発電所 (秋田県鹿角市)

① 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当社グループの業績は、円高、銅価格下落や国内セメント需要の減少の影響等により営業利益及び経常利益が減少。】

当連結会計年度における世界経済は、アジア地域では、中国やタイ、インドネシアにおいて景気に減速傾向がみられたものの、米国においては、景気の緩やかな回復基調が続きました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にあるものの、個人消費や設備投資に伸び悩みがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、為替水準が前年度に対して円高で推移したほか、銅価格をはじめとする主要金属の価格下落や、国内におけるセメント需要の減少の影響等がありました。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画（2014-2016年度）「Materials Premium（マテリアル・プレミアム）2016～No.1企業集団への挑戦～」において全社成長戦略として掲げている「成長基盤の強化」、「グローバル競争力の強化」及び「循環型ビジネスモデルの追求」に基づき引き続き諸施策を実施し、海外事業の強化や事業の選択と集中を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度は、連結売上高は1兆3,040億68百万円（前年度比8.0%減）、連結営業利益は597億61百万円（同15.1%

減）、連結経常利益は639億25百万円（同11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は283億52百万円（同53.8%減）となりました。

なお、当社個別の売上高は6,745億15百万円（前年度比8.3%減）、営業利益は121億20百万円（同54.2%減）、経常利益は272億2百万円（同23.2%減）、当期純利益は197億1百万円（同40.3%減）となりました。

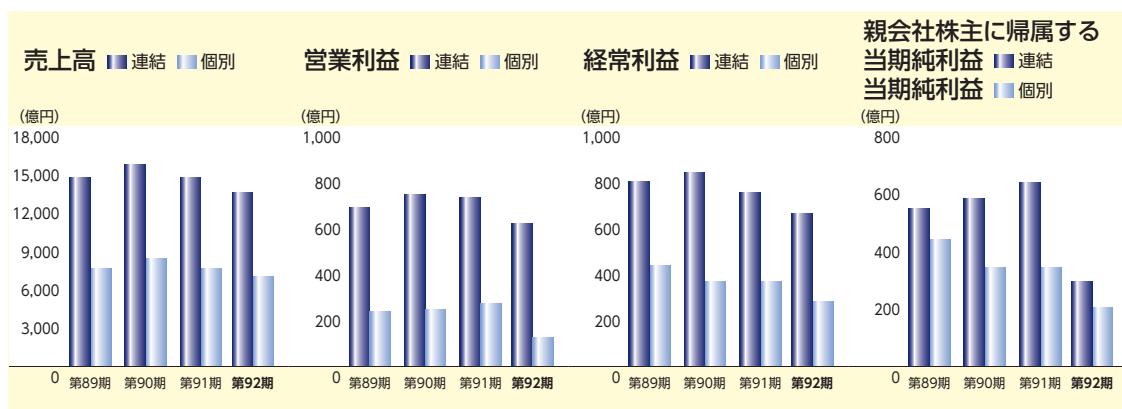
当社は、定款に基づき取締役会決議により剰余金の配当等を行うこととしております。また、当社では、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要目的の一つであるという認識のもと、利益配分につきましては、期間収益、内部留保、財務体質等の経営全般にわたる諸要素を総合的に判断の上、決定する方針としております。この方針に基づき、2017年5月11日開催の取締役会の決議により期末配当を40円とさせていただきました。

当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当の2円は20円に相当いたしますので、当事業年度の配当金は、期末配当の40円と合わせ、1株当たり60円（前年度と比べて1株当たり40円の減額）となります。

(連 結)		第 89 期 (2013.4~2014.3)	第 90 期 (2014.4~2015.3)	第 91 期 (2015.4~2016.3)	第 92 期 (2016.4~2017.3)
売 上 高 (百万円)	高 (百万円)	1,414,796	1,517,265	1,417,895	1,304,068
営 業 利 益 (百万円)		66,281	71,871	70,420	59,761
経 常 利 益 (百万円)		76,902	81,093	72,442	63,925
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		52,551	56,147	61,316	28,352

(個 別)		第 89 期 (2013.4~2014.3)	第 90 期 (2014.4~2015.3)	第 91 期 (2015.4~2016.3)	第 92 期 (2016.4~2017.3)
売 上 高 (百万円)	高 (百万円)	735,558	810,505	735,501	674,515
営 業 利 益 (百万円)		23,180	23,708	26,478	12,120
経 常 利 益 (百万円)		42,134	35,699	35,409	27,202
当 期 純 利 益 (百万円)		42,377	33,193	33,001	19,701
1 株 当 た り 配 当 金 (円)		6	8	10	60 ^注

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。



次に、当社グループの事業別概況をご報告申し上げます。

セメント事業



写真：九州工場（福岡県京都郡苅田町）

【国内及び中国において販売数量が減少したものの、米国における販売数量増加等により、増益。】

国内では、人手不足等による工事の遅れや首都圏における民需の停滞等の影響により、市場全体の需要は減少し、販売数量は減少しました。また、事業再編により、売上高が減少しました。

米国では、生コンの販売数量は、南カリフォルニア地区における積極的な拡販活動により、増加しました。また、生コン販売数量増加により、セメントの販売数量は増加しました。なお、販売価格の見直しを実施したことから、セメントの販売価格は上昇しました。

中国では、重度の大気汚染の対策として、セメント工場等において生産活動が制限されたことや山東省における不動産投資関連の需要が減少したことなどから、販売数量は減少しました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は減少したものの、営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,775億66百万円（前年度比10.1%減）、営業利益は209億23百万円（同3.9%増）、経常利益は205億20百万円（同4.1%増）となりました。



金属事業



写真：第2金銀淳センター（直島製錬所）

【銅地金は、円高等により、減益。金及びその他の金属は、コスト削減等により、増益。銅加工品は、自動車向け製品等の販売の増加により、増益。】

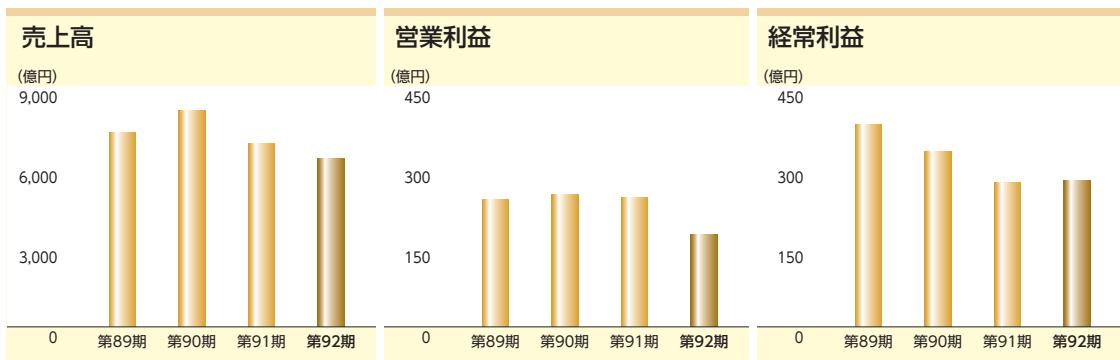
銅地金は、為替水準が前年度に対して円高で推移したことや硫酸価格の下落の影響等により、減収減益となりました。

金及びその他の金属は、鉱石中の含有量の減少により減産となったものの、コスト削減等により、減収増益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品等の販売数量が増加したもの、円高等により、減収増益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、受取配当金及び持分法による投資利益が増加したことから、増加しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は6,294億70百万円（前年度比8.6%減）、営業利益は173億72百万円（同28.4%減）、経常利益は275億13百万円（同1.7%増）となりました。



加工事業



写真：超硬工具（筑波製作所、岐阜製作所、明石製作所）

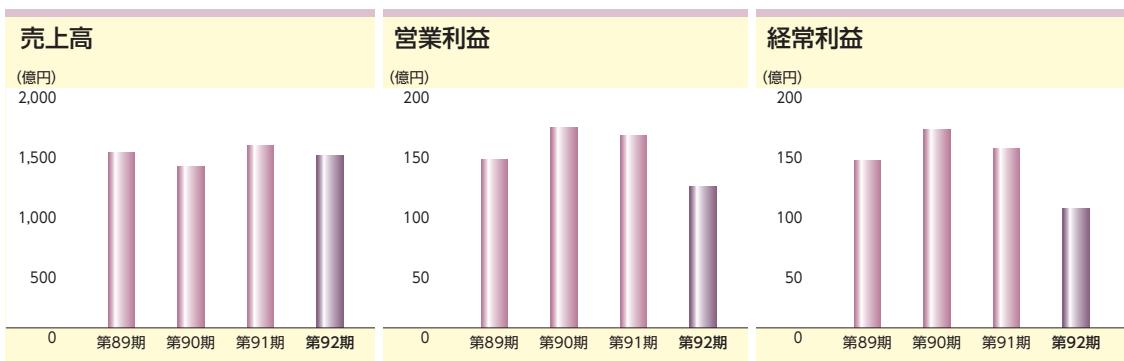
超硬製品は、海外の販売が減少したことに加えて、為替水準が前年度に対して円高で推移した影響により、減収減益となりました。

高機能製品は、自動車向け製品の販売が北米で堅調に推移したもの、国内の販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,434億15百万円（前年度比5.4%減）、営業利益は117億74百万円（同26.5%減）、経常利益は99億13百万円（同33.8%減）となりました。

【超硬製品は、海外販売の減少と円高の影響により、減益。高機能製品は、国内販売の減少により、減益。】



電子材料事業



写真：シリコン精密加工品（三田工場）

【機能材料及び化成品は、半導体装置関連製品等の販売が堅調に推移し、増益。電子デバイスは、家電向け製品等の販売の増加により、増益。多結晶シリコンは、販売の減少により、減益。】

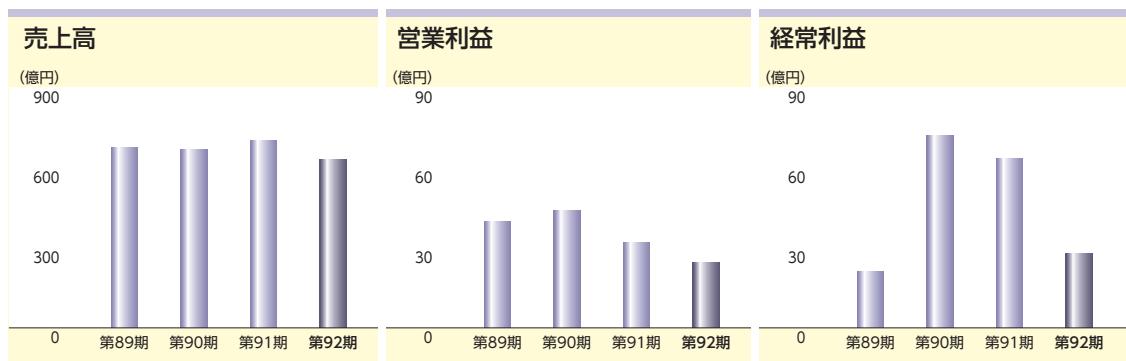
機能材料及び化成品は、スマートフォン用LSI向け製品及びパワーモジュール向け製品の販売が減少したものの、半導体装置関連製品及びハイブリッド自動車向け化成品の販売が堅調に推移したことなどから、減収増益となりました。

電子デバイスは、情報・通信機器向け製品の販売が減少したものの、家電向け製品及び光通信機器向け製品の販売が増加したことから、増収増益となりました。

多結晶シリコンは、販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことに加えて、持分法による投資利益が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は630億87百万円（前年度比10.2%減）、営業利益は24億54百万円（同22.9%減）、経常利益は28億2百万円（同55.8%減）となりました。



アルミ事業



写真:アルミ圧延（三菱アルミニウム㈱）

【飲料用アルミ缶は、ボトル缶の販売数量が増加。アルミ圧延・加工品は、自動車向け製品の販売数量が増加。事業全体では、増益。】



その他の事業



写真:薄型テレビ分解装置(東日本リサイクルシステム㈱)

【エネルギー関連は、水力発電の売電量の増加により、増益。家電リサイクルは、減益。エネルギー関連及び家電リサイクル以外の事業は、減益。】



飲料用アルミ缶は、ボトル缶の販売数量が増加したほか、原材料コストが低下しました。

アルミ圧延・加工品は自動車向け製品の販売数量が増加しました。一方、売上高は地金相場の下落により減少しました。

事業全体では、エネルギーコストが低下しました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は減少し、営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,559億62百万円（前年度比1.7%減）、営業利益は78億86百万円（同82.2%増）、経常利益は74億80百万円（同105.4%増）となりました。

当連結会計年度における事業別売上高、営業利益及び経常利益は次のとおりであります。

事業	項目	第91期(2015.4~2016.3)		第92期(2016.4~2017.3)		金額増減比 (%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
セメント	売上高	197,500	13.9	177,566	13.6	△10.1
	営業利益	20,131	28.6	20,923	35.0	3.9
	経常利益	19,710	27.2	20,520	32.1	4.1
金属	売上高	688,721	48.6	629,470	48.3	△8.6
	営業利益	24,247	34.4	17,372	29.1	△28.4
	経常利益	27,048	37.3	27,513	43.0	1.7
加工	売上高	151,668	10.7	143,415	11.0	△5.4
	営業利益	16,022	22.8	11,774	19.7	△26.5
	経常利益	14,965	20.7	9,913	15.5	△33.8
電子材料	売上高	70,254	5.0	63,087	4.8	△10.2
	営業利益	3,184	4.5	2,454	4.1	△22.9
	経常利益	6,339	8.8	2,802	4.4	△55.8
アルミ	売上高	158,665	11.2	155,962	12.0	△1.7
	営業利益	4,327	6.1	7,886	13.2	82.2
	経常利益	3,641	5.0	7,480	11.7	105.4
その他	売上高	243,268	17.2	218,246	16.7	△10.3
	営業利益	10,331	14.7	10,127	16.9	△2.0
	経常利益	9,936	13.7	7,177	11.2	△27.8
消去または 全社 注	売上高	△92,182	△6.5	△83,680	△6.4	△9.2
	営業利益	△7,823	△11.1	△10,778	△18.0	37.8
	経常利益	△9,199	△12.7	△11,481	△18.0	24.8
合計	売上高	1,417,895	100.0	1,304,068	100.0	△8.0
	営業利益	70,420	100.0	59,761	100.0	△15.1
	経常利益	72,442	100.0	63,925	100.0	△11.8

注：各事業間の売上高、営業利益及び経常利益は、「消去または全社」にて控除しております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達につきましては、当社において普通社債（300億円）を発行したほか、コマーシャル・ペーパーの発行及び銀行借入により行いました。なお、当連結会計年度末の借入金（社債を含む）は、前年度末比で19億21百万円増加し、5,282億30百万円となりました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループにおける設備投資は、有利子負債の削減に努めるなか、収益及び成長が見込まれる分野への投資案件を厳選した上で、実施内容を決定しております。

当連結会計年度の設備投資は、各事業における既存設備の維持・補修工事に加えて、生産設備の増強・合理化等を実施してまいりました結果、設備投資額は、756億85百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の設備投資は、次のとおりであります。

●セメント事業

国内における産業廃棄物処理設備増強工事に加えて、国内及び米国を中心に既存設備の維持・補修を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、205億17百万円であります。

●金属事業

銅製鍊設備及び国内における銅加工設備の維持・補修工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、193億39百万円であります。

●加工事業

当事業全般における増産対応のための設備増強及び合理化工事に加えて、既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、147億19百万円であります。

●電子材料事業

半導体装置関連向けを中心とした電子材料製品の既存設備の維持・補修工事に加えて、生産設備の増強・合理化工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、29億46百万円であります。

●アルミ事業

飲料用アルミ缶の生産設備増強に加えて、既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、86億58百万円であります。

●その他の事業

既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

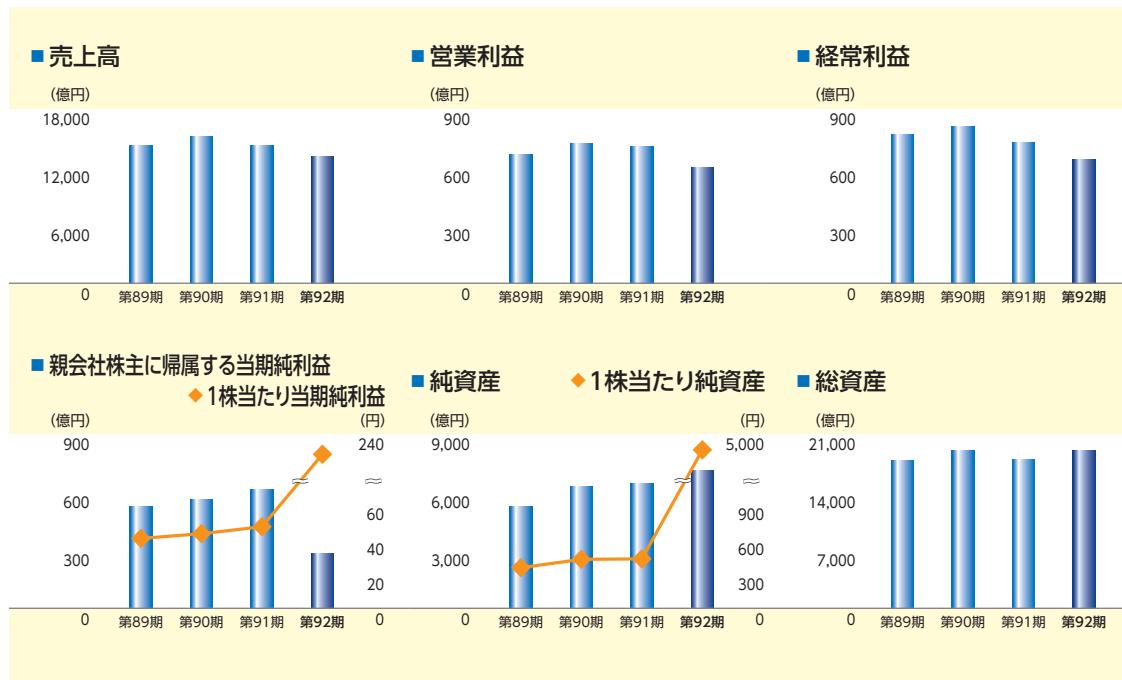
その他の事業における設備投資額は、95億3百万円であります。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移 (連結)

	第 89 期 (2013.4~2014.3)	第 90 期 (2014.4~2015.3)	第 91 期 (2015.4~2016.3)	第 92 期 (2016.4~2017.3)
売 上 高 (百万円)	1,414,796	1,517,265	1,417,895	1,304,068
営 業 利 益 (百万円)	66,281	71,871	70,420	59,761
経 常 利 益 (百万円)	76,902	81,093	72,442	63,925
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	52,551	56,147	61,316	28,352
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	40.10	42.85	46.80	216.44 ^注
純 資 産 (百万円)	525,707	629,514	645,017	710,195
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	348.54	420.36	423.83	4,743.27 ^注
総 資 産 (百万円)	1,778,505	1,898,157	1,793,375	1,896,939

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



②当社の財産及び損益の状況の推移（個別）

	第89期 (2013.4~2014.3)	第90期 (2014.4~2015.3)	第91期 (2015.4~2016.3)	第92期 (2016.4~2017.3)
売上高（百万円）	735,558	810,505	735,501	674,515
営業利益（百万円）	23,180	23,708	26,478	12,120
経常利益（百万円）	42,134	35,699	35,409	27,202
当期純利益（百万円）	42,377	33,193	33,001	19,701
1株当たり当期純利益（円）	32.33	25.33	25.19	150.40 ^注
純資産（百万円）	398,674	432,265	435,094	477,706
1株当たり純資産（円）	304.22	329.91	332.13	3,647.06 ^注
総資産（百万円）	1,177,558	1,252,174	1,158,968	1,265,120

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

（5）企業集団が対処すべき課題

①全社課題

【当社グループは、事業ポートフォリオの最適化、事業競争力の徹底追求、新製品・新事業の創出により、国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニーになるとともに、高い収益性・効率性、市場成長率を上回る成長を目指す。】

今後の世界経済につきましては、米国の経済成長の堅調な推移が期待されるものの、足許で米国の一連指標で減速傾向がみられるほか、朝鮮半島の政治情勢、中国経済の下振れや欧米の政治動向の影響等が懸念され、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

今後のわが国経済につきましては、雇用・所得環境の改善が続き、景気の緩やかな回復が継続することが期待されるものの、海外の

政治や経済の動向がわが国の景気の下振れリスクとなる可能性があります。

今後の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、輸出の増加等を背景とした国内景気の回復傾向がみられる一方で、足許の為替の円高、原油価格の上昇、主要金属価格の推移の不透明さ等が懸念されます。

こうしたなかで、当社グループは、以下のとおり、10年後を見据えた「長期経営方針」と2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」を策定し、企業価値の向上に向けて、諸施策を実施してまいります。

(イ) 長期経営方針

当社グループは、「人と社会と地球のために」という企業理念のもと、「ユニークな技術により、人と社会と地球のために新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するリーディングカンパニー」をビジョンとしております。

このビジョンの実現に向けて、長期経営方針として、中長期の目標（目指す姿）及び全社方針を以下のとおり定めております。

<中長期の目標（目指す姿）>

- ・国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー
 - ・高い収益性・効率性の実現
 - ・市場成長率を上回る成長の実現
- <全社方針>
- ・事業ポートフォリオの最適化
 - ・事業競争力の徹底追求
 - ・新製品・新事業の創出

(ロ) 中期経営戦略（2017年度から2019年度）における経営方針

中期経営戦略では、長期経営方針に定める全社方針を以下のとおり推進いたします。なお、当社の前中期経営計画の課題である「外部環境変化への対応」及び「戦略重視の体制づくり」を推進するため、従来の財務計画主体の「中期経営計画」から、成長戦略の立案・実行に重点を置いた「中期経営戦略」に変更いたしました。

a. 事業ポートフォリオの最適化

当社グループの事業を「安定成長事業」、「成長促進事業」及び「収益改善事業」の3つのカテゴリーに分け、各事業の特性に適した方向性を定め、課題を明確化した上で、事業の選択と集中を推進し資本効率の

改善を図ります。安定成長事業は、セメント事業、金属（製錬）事業、リサイクル事業及び再生可能エネルギー事業で、コスト競争力の維持・向上等により、事業基盤の強化を図ります。成長促進事業は、金属（銅加工）事業及び加工事業で、周辺分野の事業展開やグローバル事業展開を図り、市場成長率を上回る成長を目指します。収益改善事業は、電子材料事業及びアルミ事業で、課題の解決に向け迅速に取り組み、今後の成長の方向性を定めます。

b. 事業競争力の徹底追求

コーポレート部門による支援体制の拡充により技術経営資源を最適活用し、事業部門の「ものづくり」の改善・革新等を行います。これにより、事業環境の変化を先取りし、他社よりも一步抜きんでた存在になるための「別格化」や新製品・新製造技術の開発等の「新展開」を図り、事業競争力を徹底追求してまいります。

c. 新製品・新事業の創出

将来の収益基盤となる新しいビジネスの創出のため、当社グループが捉えるべき重要な社会ニーズを「次世代自動車」、「IoT・AI」及び「持続可能な豊かな社会の構築」とし、持続的成長の核となる新製品・新事業を創出・育成してまいります。

また、以下を重点戦略とし、具体的な施策を推進いたします。

- ・イノベーションによる成長の実現
- ・循環型社会の構築を通じた価値の創造
- ・成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大
- ・継続的な改善を通じた効率化の追求

②事業別課題

●セメント事業

国内では、オリンピック関連やリニア中央新幹線（一部区間）建設工事等の大型プロジェクト工事が本格化する見通しであることから、2017年度のセメント国内需要は、前年度を上回る42,000千トン程度を想定しております。このような状況のもと、当社としては、大型プロジェクト需要を確実に取り込み、販売数量の確保に努めてまいります。

米国では、民間部門の建設需要の増加がけん引する形でセメント・生コン需要の回復基調が継続すると見込んでおります。これらを背景に、セメント・生コンの販売数量の増加及び更なる価格の改定を実現させ、増収増益を目指します。

●金属事業

足許の銅相場は堅調に推移しているものの、為替や株式市況と併せて、今後の動向を注視してまいります。

銅加工品は、自動車向け製品等の需要が引き続き安定して推移すると見込まれます。

このような状況のもと、引き続きエネルギーコストや固定費圧縮による損益分岐点の引き下げにより、相場環境に左右されない強固な体質への転換を進めてまいります。また、銅製錬においては、国内外の製錬所の安定操業に努めるとともに、金銀滓（E-Scrap）の処理量増加や取扱いが困難な廃棄物等を処理できる体制を構築するなど、リサイクル事業

を拡大し、収益の改善を図ってまいります。銅加工品については、引き続き技術力と開発力を活かした合金開発を迅速に進めて販売競争力を高め、収益力を強化してまいります。

●加工事業

超硬製品は、中国や北米の市場に回復の兆しがみられるなか、中長期的にも主要顧客である自動車関連産業や航空機関連産業を中心として需要が拡大すると見込まれます。このような状況のもと、営業拠点や製造拠点の増設や販売網の拡充を進めることに加え、産業別の受注活動に力点を置き、エンドユーザー向け直接販売の拡大を図るなど、営業活動の強化に努めてまいります。更に、主原料であるタンクステンの安定調達に向けて、リサイクル比率の向上を図るなど、原料調達ソースの多様化に引き続き取り組んでまいります。

高機能製品は、主要製品である焼結部品について、自動車関連産業の成長によって需要が拡大すると見込まれます。今後も生産拠点の生産性向上を図ることを基軸に、収益拡大に努めてまいります。

●電子材料事業

機能材料及び化成品は、半導体装置関連製品の販売が引き続き堅調に推移することが予想されます。また、パワーモジュール向け製品の需要は増加しており、受注機会の増加が見込まれます。今後も各市場において顧客のニーズを先取りして、コアとなる技術力の活用並びに販売競争力及び顧客への提案力強化

により、収益力強化に努めてまいります。

電子デバイスは、情報・通信機器向け製品の販売が減少しておりますが、家電向け製品及び光通信機器向け製品の拡販により販売が堅調に推移しております。また、新型SPD (Surge Protective Device) を拡販していく予定としております。今後も新製品の早期投入及び一層のコスト削減により事業体質の強化に取り組んでまいります。

多結晶シリコンは、安全で効率的な操業体制を確立し、品質向上、コスト削減に努め、需要低迷時でも収益を確保できる事業基盤の構築に努めてまいります。

● アルミ事業

飲料用アルミ缶は、通常缶の安定受注に努めるとともに、戦略商品であるアルミボトル缶の販売の拡大を図ります。また、原材料の有利調達、品質の安定化及びコスト削減を推進してまいります。

アルミ圧延・加工品は、国内では缶材、自動車向け製品及び電子材料向け製品の受注確保に努めるとともに、海外では需要増加が見込まれる自動車向け製品の拡販に取り組んでまいります。

また、使用済みアルミ缶のリサイクル事業を積極的に推進してまいります。

以上の諸施策の実施により、当社グループの総力を結集し、複合事業体の価値創造を推進してまいる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社グループは、セメント・生コンクリート等の製造・販売、銅・金・銀等の製錬・加工・販売、超硬製品・高機能製品の製造・販売、機能材料・化成品・電子デバイス・多結晶シリコンの製造・販売、飲料用アルミ缶・アルミ圧延・加工品等の製造・販売等を主に営んでおります。事業別的主要製品等は、次のとおりであります。

事業	主要製品等
セメント	普通ポルトランドセメントその他各種セメント、セメント系固化材、骨材、生コンクリート
金属	銅、金、銀、鉛、錫、硫酸、銅加工品（銅ケーブル・ビレット、伸銅製品、銅荒引線等）
加工	超硬製品（超硬工具、超硬合金等）、高機能製品（焼結部品等）
電子材料	機能材料（精密実装材料、スパッタリングターゲット、シリコン精密加工品、柱状晶シリコン、絶縁回路基板等）、化成品（フッ素化成品、導電性塗料等）、電子デバイス（サーボアブソーバ、サービスタセンサ、チップアンテナ等）、多結晶シリコン、シランガス等
アルミ	飲料用アルミ缶胴・蓋・キャップ、アルミ圧延品、アルミ加工品等
その他	エネルギー関連（石炭、地熱・水力発電、原子燃料サイクル分野における調査・研究・設計・運転等の受託等）、貴金属（貴金属製品、宝飾品等）、環境リサイクル関連（家電リサイクル等）、不動産（不動産開発・賃貸・管理・売買、山林事業）、その他（エンジニアリング、地質調査、資源探査、コンサルティング等）

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2017年3月31日現在)

①当社

本社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
工場等	<p>セメント 青森工場、岩手工場、横瀬工場（埼玉県）、東谷鉱山（福岡県）、九州工場（福岡県）</p> <p>金属 秋田製錬所、直島製錬所（香川県）、生野事業所（兵庫県）、堺工場（大阪府）</p> <p>加工 筑波製作所（茨城県）、岐阜製作所、明石製作所（兵庫県）</p> <p>電子材料 三田工場（兵庫県）、セラミックス工場（埼玉県）、四日市工場（三重県）</p> <p>その他 さいたま総合事務所、人財開発センター（埼玉県）、生産技術センター（埼玉県）、エネルギー事業センター（埼玉県）</p>
支社・支店	札幌支店、東北支店（宮城県）、名古屋支店、大阪支社、九州支店（福岡県）
研究所	中央研究所（茨城県）
海外事務所	バンクーバー事務所（カナダ）、チリ事務所、ロンドン事務所（英国）

②主要な子会社

関係事業	会社名注
セメント	MCCデベロップメント社（米国）、ロバートソン・レディ・ミックス社（米国）、米国三菱セメント社（米国）
金属	インドネシア・カパー・スマルティング社（インドネシア）、三菱伸銅（株）（東京都）、三菱電線工業（株）（東京都）、マテリアルエコリファイン（株）（東京都）、小名浜製鍊（株）（東京都）、三宝メタル販売（株）（大阪府）
加工	（株）ダイヤメット（新潟県）、三菱日立ツール（株）（東京都）、MMCリヨウテック社（岐阜県）
電子材料	米国三菱ポリシリコン社（米国）、三菱マテリアル電子化成（株）（秋田県）、MMCエレクトロニクスティランド社（タイ）
アルミ	ユニバーサル製缶（株）（東京都）、三菱アルミニウム（株）（東京都）、（株）エムエーパッケージング（東京都）
その他	三菱マテリアルトレーディング（株）（東京都）、三菱マテリアルテクノ（株）（東京都）、（株）ダイヤコンサルタント（東京都）、三菱マテリアル不動産（株）（東京都）、（株）マテリアルファイナンス（東京都）

注：表中の「会社名」における（ ）内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況（2017年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数（名） 注1
セメント	4,181（15増）
金属	5,408（35減）
加工	6,831（2増）
電子材料	1,654（80増）
アルミ	2,769（11増）
その他	3,341（142増）
全社（共通） 注2	675（8増）
合計	24,859（223増）

注1：表中の「従業員数」における（ ）内は、前連結会計年度末比増減であります。

注2：全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
4,580	55増	41.1	17.5

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2017年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (間接保有を含む)(%)	主要な事業内容
インドネシア・カバー・スマルティング社	326百万米ドル 注1	60.5	インドネシアにおける電気銅の製造、販売
MCCデベロップメント社	811百万米ドル 注1,2	70.0	米国内生コンクリート事業等に対する投資
小名浜製鍊(株)	6,999百万円	55.7	電気銅の製造、販売
三宝メタル販売(株)	80百万円	100.0	銅加工品及び銅合金加工品の販売
(株)ダイヤメット	1,500百万円	100.0	焼結部品の製造、販売
米国三菱セメント社	70百万米ドル 注1,2	67.0	米国南西部におけるセメントの製造、販売
米国三菱ポリシリコン社	328百万米ドル 注1	100.0	米国における半導体用多結晶シリコンの製造、販売
マテリアルエコリファイン(株)	400百万円	100.0	非鉄金属の製鍊、加工及びリサイクル
(株)マテリアルファイナンス	30百万円	100.0	当社及び当社関係会社に対する融資
三菱アルミニウム(株)	8,196百万円	90.4	アルミ圧延・加工品の製造、販売
三菱伸銅(株)	8,713百万円	100.0	銅及び銅合金の加工、販売
三菱電線工業(株)	8,000百万円 注3	100.0	光・電子部品等の製造、販売
三菱日立ツール(株)	1,455百万円	51.0	超硬工具の製造、販売
三菱マテリアルテクノ(株)	1,042百万円	100.0	設備工事、土木建築工事の請負及び産業用機械の製造、販売
三菱マテリアルトレーディング(株)	393百万円	100.0	当社製品その他非鉄金属製品等の販売
三菱マテリアル不動産(株)	4,500百万円	100.0	不動産の販売、賃貸
ユニバーサル製缶(株)	8,000百万円	80.0	飲料用アルミ缶の製造、販売
ロバートソン・レディ・ミックス社	32百万米ドル 注1,2	100.0	米国南西部における生コンクリート、骨材の製造、販売

注1：払込資本金を記載しております。

注2：12月決算会社のため、2016年12月31日現在の払込資本金を記載しておりますが、2017年3月31日現在においても払込資本金に変更はありません。

注3：三菱電線工業(株)の資本金は、同社が2017年3月14日付で減資を行った結果、218億15百万円から80億円に減少しております。

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率 (間接保有を含む)(%)	主要な事業内容
宇部三菱セメント(株)	8,000	50.0	セメント、セメント関連製品の販売
エヌエムセメント(株)	7,001	30.0	ギンソンセメントコーポレーション(ベトナム) への出資
(株)コベルコ マテリアル銅管	6,000	45.0	銅管、銅管加工品の製造、販売
(株)ピース三菱	4,218	33.9	プレストレスト・コンクリート工事、土木 建築工事の請負及びコンクリート関連製品 の販売
日立金属MMCスーパーアロイ(株)	3,808	49.0	特殊耐熱・耐蝕合金、特殊銅合金、その他の 非鉄金属材料の製造、販売

(10) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2016年9月28日開催の取締役会の決議により、2017年5月2日付をもって、ルバタ・エスパー社及び同社子会社2社より、持分取得及び事業譲受により、同社グループの加工品部門を取得いたしました。

(11) 企業集団の主要な借入先 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)	当該借入先が有する当社の株式	
		持株数(千株)	持株比率(%)
(株)三菱東京UFJ銀行	122,509	2,465	1.9
三菱UFJ信託銀行(株)	87,914	1,159	0.9
(株)みずほ銀行	39,544	157	0.1
(株)八十二銀行	17,311	223	0.2
農林中央金庫	16,662	500	0.4

注：持株比率は、自己株式(505,540株)を控除の上、計算しております。

② 株式に関する事項

(2017年3月31日現在)

(1) 発行可能株式の総数

340,000,000株 (前年度末比3,060,000,000株減)

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施するとともに、発行可能株式総数を34億株から3億4千万株に変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は3,060,000,000株減少し、340,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数

131,489,535株 (前年度末比1,183,405,816株減)

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これにより、発行済株式総数は1,183,405,816株減少し、131,489,535株となっております。

(3) 株主数

うち単元株主数

100,470名 (前年度末比8,909名減)

74,184名 (前年度末比3,734名減)

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	9,025	6.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	5,997	4.6
全国共済農業協同組合連合会	3,135	2.4
明治安田生命保険相	3,101	2.4
(株)三菱東京UFJ銀行	2,465	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	2,399	1.8
三菱重工業(株)	1,900	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,772	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口2)	1,761	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1)	1,747	1.3

注：持株比率は、自己株式(505,540株)を控除の上、計算しております。

③ 当社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役会長	矢 尾 宏		
代表取締役 取締役社長	竹 内 章	全般統理	
代表取締役 (副社長執行役員)	飯 田 修	社長補佐 金属事業カンパニー プレジデント 生産技術・アルミ事業関係担当	
代表取締役 (副社長執行役員)	小 野 直 樹	社長補佐 セメント事業カンパニー プレジデント 環境・CSR・資源関係担当	(株)ピーエス三菱 社外取締役
代表取締役 (専務執行役員)	柴 野 信 雄	経営監査・経理・財務関係担当	(株)マテリアルファイナンス 取締役社長
代表取締役 (専務執行役員)	鈴 木 康 信	経営戦略部門長	
取 締 役	岡 本 行 夫 <small>注1、16</small>		(株)岡本アソシエイツ 代表取締役 <small>注2</small> 日本郵船(株) 社外取締役 <small>注3</small> (株)エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役 <small>注4</small>
取 締 役	松 元 崇 <small>注1、16</small>		(株)第一生命経済研究所 特別顧問 <small>注5</small> イノテック(株) 社外取締役 <small>注6</small> (株)Gunosy 社外取締役 <small>注7</small>
取 締 役	得 能 摩 利 子 <small>注1、16</small>		(株)ハピネット 社外取締役 <small>注8</small> <small>注9、10</small>
常勤監査役	村 井 俊 一		
常勤監査役	久 保 田 博 <small>注11</small>		
監 査 役	内 海 瞳 郎 <small>注12、13、16</small>		三菱UFJ信託銀行(株) 最高顧問 <small>注14</small>
監 査 役	笠 井 直 人 <small>注12、16</small>		笠井総合法律事務所 代表弁護士 <small>注15</small>

- 注 1：取締役岡本行夫、松元崇、得能摩利子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注 2：当社と(株)岡本アソシエイツとの間に取引関係はありません。
- 注 3：当社は、日本郵船㈱との間に石炭輸送委託等の取引関係があります。
- 注 4：当社は、(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間にITサービスの利用等の取引関係があります。
- 注 5：当社と(株)第一生命経済研究所との間に取引関係はありません。
- 注 6：当社とイノテック㈱との間に取引関係はありません。
- 注 7：当社と(株)Gunosyとの間に取引関係はありません。
- 注 8：当社と(株)ハピネットとの間に取引関係はありません。
- 注 9：取締役得能摩利子氏は、2016年9月1日付でフェラガモ・ジャパン㈱の代表取締役社長兼CEOを退任いたしました。
- 注10：当社とフェラガモ・ジャパン㈱との間に取引関係はありません。
- 注11：監査役久保田博氏は、これまで主に経理・財務関係の部署に在籍しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 注12：監査役内海暎郎、笠井直人の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注13：監査役内海暎郎氏は、金融機関の経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 注14：当社は、三菱UFJ信託銀行㈱との間に資金の借入並びに同社に対する債務保証及び年金資産の運用委託等の取引関係があります。
- 注15：当社と笠井総合法律事務所との間に取引関係はありません。
- 注16：取締役岡本行夫、松元崇、得能摩利子の各氏及び監査役内海暎郎、笠井直人の両氏につきましては、(株)東京証券取引所の規定に基づき独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員)としてそれぞれ届け出しております。
- 注17：監査役石塚勝彦氏は、2016年11月27日逝去により退任いたしました。

なお、以下の取締役は、2017年4月1日付で次のとおり担当等が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 (副社長執行役員)	飯 田 修	社長補佐 技術統括本部長	
代 表 取 締 役 (副社長執行役員)	小 野 直 樹	社長補佐 経営戦略本部長	(株)マテリアルファイナンス 取締役社長 (株)ピーエス三菱 社外取締役
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	柴 野 信 雄	事業最適化・環境・エネルギー事業・アルミ事業・ 関連事業関係担当	
代 表 取 締 役 (専務執行役員)	鈴 木 康 信	金属事業カンパニー プレジデント	

(ご参考) 執行役員の状況 (2017年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	飯 田 修*	社長補佐 技術統括本部長
副社長執行役員	小 野 直 樹*	社長補佐 経営戦略本部長
専務執行役員	柴 野 信 雄*	事業最適化・環境・エネルギー事業・アルミ事業・関連事業関係担当
専務執行役員	鈴 木 康 信*	金属事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	キムボール・マクラウド	米国三菱セメント社 取締役社長 MCCデベロップメント社 取締役社長 ロバートソン・レディ・ミックス社 会長 セメント事業カンパニー バイスプレジデント
常務執行役員	木 村 良 彦	電子材料事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	鶴 卷 二三男	加工事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	岸 和 博	セメント事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	柴 田 周	総務統括本部長
執行役員	古 川 潔	電子材料事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	水 野 達 郎	セメント事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	中 村 伸 一	加工事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	原 田 順 一	アルミ事業室長
執行役員	安 井 義 一	総務統括本部 人事部長
執行役員	水 嶋 一 樹	技術統括本部 副本部長
執行役員	野 尻 洋	経営戦略本部 事業戦略部長
執行役員	熊 野 直 敏	経営戦略本部 改革推進部長
執行役員	福 島 重 光	技術統括本部 安全・環境部長
執行役員	酒 井 哲 郎	金属事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	佐 々 木 晋	経営戦略本部 副本部長
執行役員	高 柳 喜 弘	金属事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	神 田 正 明	環境・エネルギー事業本部長
執行役員	山 田 高 寛	セメント事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	石 飛 益 弘	技術統括本部 副本部長
執行役員	村 上 靖 典	加工事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	鈴 木 徹	総務統括本部 総務部長

注: *の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当該規定に基づき、当社は、社外取締役全員及び監査役全員との間で、責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

会社法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役を免責する。

②監査役との責任限定契約

会社法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該監査役を免責する。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		支給人員(名) ^{注1}
		基本報酬 ^{注4}	賞与 ^{注5}	
取締役 (うち社外取締役)	431 ^{注2} (49)	367 (49)	64	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	124 ^{注3} (50)	124 (50)	—	7 (4)

注1：支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役3名を含んでおります。当事業年度末日現在の取締役は9名、監査役は4名であります。

注2：取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第91回定時株主総会において、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除き月額49百万円以内（うち社外取締役月額6百万円以内）とご決議をいただいております。

注3：監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において、月額17百万円以内とご決議をいただいております。

注4：取締役の基本報酬のうち、株式取得型報酬は27百万円であります。

注5：取締役の賞与額は、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役に対し年額1億70百万円以内とご決議をいただいております。

(4) 役員報酬等の決定に関する方針

①取締役及び役付執行役員

当社取締役及び役付執行役員の報酬は、企業業績と個人の成果を適正に連動させることを基本方針とし、外部専門家の助言を受けた客観性の高い制度設計を行い、取締役会で承認された内規に基づいて支給しており、定額報酬である基本報酬と業績連動型報酬である賞与で構成しております。

取締役及び役付執行役員の基本報酬は、役位及び個人の成果に応じて、報酬額を決定しております。また、基本報酬の一部は、株式取得型報酬（社外取締役を除く）として、毎月一定額が当社役員持株会を通じた当社株式の購入費用に充てられます。本報酬に基づき取得した当社株式は、少なくとも在任期間中は売却できないこととしております。これにより、報酬と中長期的な企業業績との連動を図っております。

次に、賞与は、短期的な企業業績に連動する報酬として、業務執行を担当する取締役については当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益を指標とし、役付執行役員（業務執行を担当する取締役が兼務する者を除く）については当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益、連結経常利益及び担当部門の業績を指標とし、事業年度の終了後、個人の成果も踏まえ、決定しております。なお、賞与は、経営状況や賞与支給の対象となる事業年度の配当額等により、不支給も含めて減額できるものとしております。

社外取締役の報酬は、社外の独立した客観的な立場から取締役の職務執行の妥当性について監督を行う役割を担うことから、定額報酬のみとし、その金額は、取締役会で承認された内規に基づき、個別の事情を踏まえて決定しております。

②監査役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。

(5) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本行夫	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、必要に応じ、国際情勢に精通する専門家としての見地のほか、経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社外取締役	松元崇	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じ、行・財政、金融その他経済全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社外取締役	得能摩利子	2016年6月29日の就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、必要に応じ、国際企業戦略及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社外監査役	石塚勝彦	2016年6月29日の就任後、同年11月27日逝去により退任するまでの間に開催された取締役会7回及び監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、財務・会計及び経営企画その他経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。
社外監査役	内海暎郎	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、金融機関の経営者としての豊富な経験と経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。
社外監査役	笠井直人	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。

④ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

報酬内容	金額
①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	143百万円 ^{注1}
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記①を含む）	361百万円

注1：当社は、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、この金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。また、この金額について、監査役会は、報酬の算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見等に鑑み、相当と判断し、同意しております。

注2：当社の重要な子会社のうち、インドネシア・カバー・スマルティング社、MCCデベロップメント社、米国三菱セメント社、米国三菱ボリシリコン社、ロバートソン・レディ・ミックス社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法及び金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国の法令等を含む〕の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デュー・デリジェンス業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

●基本方針

当社取締役会が、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として決議している内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスをはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき行動指針・社内規程を定め、企業倫理とコンプライアンス体制を確立する。
- ②職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体等により決定する。また、一定の重要事項については、法務担当部署及び関係部署による事前審査を行う。
- ③取締役会において、コンプライアンス一般に関する方針・計画等を決定する。また、コンプライアンスに関する事項を分掌する取締役を任命するほか、CSR（企業の社会的責任）に関する委員会及びコンプライアンス担当部署を設置し、全社横断的なコンプライアンス推進活動（社内教育を含む。）を行う。
- ④コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口を設置する。
- ⑤内部監査担当部署により、各部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
- ⑥企業行動指針に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署において事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- ②取締役会において、リスク管理一般に関する社内規程、方針・計画等を決定する。また、リスク管理に関する事項を分掌する取締役を任命するほか、CSRに関する委員会及びリスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
- ③金融取引リスク、信用取引リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程等を定め、適切な管理を行う。
- ④労働災害については、法令等に基づき適切な管理を行う。
- ⑤大規模な事故、自然災害、テロ等による損害の防止を目的とした連絡体制の構築及び対応組織の設置を行う。
- ⑥内部監査担当部署により、各部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われる ことを確保するための体制

- ①各取締役について、合理的な職務分掌を定めるとともに、執行役員制度に基づき執行役員に取締役の職務執行を補助させる。また、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。
- ②経営計画を決定の上、その達成に向けて、各部署に対して経営資源・権限の適切な配分を行うとともに、具体的な計画を策定させる。また、取締役は各部署における計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じた措置を講じる。
- ③内部監査担当部署により、各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における 業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループに共通に適用される行動指針及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して子会社も含めた当社グループとしての活動・対応を推進すること等を通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制（社内教育体制を含む。）の構築を図る。
- ②各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、子会社ひいては当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- ③財務報告に係る内部統制に関する諸規程を整備するとともに、評価の仕組を確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- ④上記①、②及び③に加え、当社内部監査担当部署により、子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する部署を設置の上、専任者を配置する。また、同部署所属員の人事に関する事項のうち、異動については監査役会の同意を取得し、査定・評価については監査役会と協議を行う。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、その分掌する業務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役または監査役会に適切な報告を行う。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
- ②当社及び子会社の取締役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を監査役に報告する。
- ③当社内部監査担当部署は、当社及び子会社の取締役及び使用人等から聴取した内容及び監査結果のうち、重要な事項を監査役に報告する。
- ④監査役及び監査役会への報告をした者（他の者を介して間接的に報告をした者を含む）に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を

当社及び子会社において周知する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用 または債務の処理に関する方針に関する 事項

監査役の監査に必要な費用等について予算措置を講じるとともに、それらについて監査役から請求があった場合は、所定の手続に従い、速やかに支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われる ことを確保するための体制

- ①監査役と代表取締役との間において、定期的に及び必要あると認める場合は隨時意見を交換する。
- ②監査役に、取締役会のほか、重要な会議に出席する機会を設ける。

●運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用として実施している主要な取り組みは、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ①法令を遵守し、社会的良識に従った健全な企業活動を行うことを謳った企業行動指針（「私たちの行動指針10章」）を当社及び子会社が共有し、当社グループ全体でその周知徹底を図っております。
- ②CSRに関する規程に基づき、取締役社長を委員長とし、CSR室を事務局とする「CSR委員会」を定期的に開催し、コンプライアンス活動全般についての年度方針・計画を審議するほか、当社グループのコンプライアンスに関する状況や内部通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。また、当社と子会社が連携し、当社グループが一体

となってCSR教育やコンプライアンス上の課題への取り組みを行っております。

(2) リスク管理に関する取り組み

- ①上記の「CSR委員会」において、リスク管理全般についての年度方針・計画を審議しております。また、毎年度、当社の各部署及び各子会社は取り組むべきリスクを特定した上で、その低減対策を講じるリスク管理活動を実施しております。
- ②労働災害については、「ゼロ災労使連絡会」や「グループ安全会議」等の開催を通じて、管理すべき重点事項の決定、法令改正情報の共有等を行い、適切な対応に努めております。
- ③大規模な事故、自然災害、テロ等については、これらが発生した際の行動基準を定めたマニュアルやBCP（事業継続計画）等を定めているほか、「危機管理委員会」を開催し、平常時及び危機発生において、損害の拡大防止に努めています。

(3) 経営の健全性・効率性向上に関する取り組み

- ①中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門に経営資源・権限の適切な配分を行った上で、重要な業務執行の状況については取締役会等に報告しております。
- ②常務執行役員以上の役員の担当業務並びに各部署等の担当業務及び権限を明確に定めることなどにより、意思決定と業務執行の適正化・迅速化を図っております。
- ③各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、重要な投資案件やコンプライアンスに係わる問題等について報告を受け、協議、情報交換等を行っております。

(4) 内部監査に関する取り組み

経営監査部は、年度監査計画に基づき、社内各部署及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について定期的な監査を行い、監査結果を取締役会等に報告しております。

(5) 監査役監査に関する取り組み

①監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会

議への出席、事業所等の往査、代表取締役との間の意見交換を行っております。

②内部監査の結果及び内部通報窓口へなされた通報について、担当部署から監査役に対して定期的に報告しております。

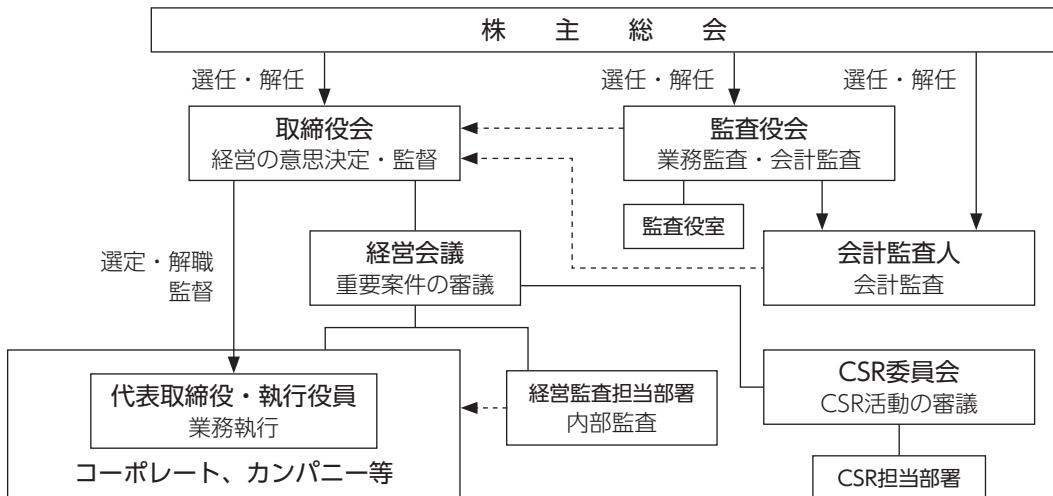
③監査役室には専任者を配置するとともに、同部署所属員の異動や評価にあたっては、監査役からの意見聴取等を行い、監査役の監査の実効性を高めております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスの状況

<基本的な考え方>

当社は、企業行動指針（「私たちの行動指針10章」）に則り、公正な事業活動を通じた会社の持続的発展と企業価値の最大化に努めています。この目的のため、効率的で透明性のある経営を行うことが重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた諸施策を実施しております。当社経営における意思決定・監督、業務執行及び監査に関するコーポレート・ガバナンスの体制は次図のとおりであります。

〔コーポレート・ガバナンス体制の概要〕



注：当社は、2017年4月1日付で、企業行動指針を一部見直し、企業理念及びビジョンを改定するとともに、新たに行動規範、価値観を制定しております。

⑥ 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記③②⑴において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様の自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断するために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかにあって、当社グループは、中期経営計画（2014-2016）「Materials Premium 2016～No.1企業集団への挑戦～」において掲げている「成長基盤の強化」、「グローバル競争力の強化」及び「循環型ビジネスモデルの追求」という3つの全社成長戦略に基づき、諸施策を実施してまいりました。

また、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針において、中長期の目標（目指す姿）を「国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー」、「高い収益性・効率性の実現」及び「市場成長率を上回る成長の実現」とし、その達成に向けた全社方針を「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」としております。今後も引き続き、2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、企業価値の向上に向けて、全社方針の推進のための諸施策を実施してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記(1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、2016年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

①新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

②新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め

新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を発送いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の発送後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記(ホ)）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記(ニ)）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

(二) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分に

なされたと当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(ト)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」とい

ます。）。

a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当ないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当ないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ヲ) 新対応策における対抗措置の具体的な内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、

買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

- a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合
- b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

(4) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記(2)の取り組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記(2)の取り組みは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記(3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動することで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記(3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記(3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記(3)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

以上

● 連結貸借対照表 2017年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	867,469	流動負債	706,665
現金及び預金	141,264	支払手形及び買掛金	114,502
受取手形及び売掛金	213,343	短期借入金	203,819
商品及び製品	85,878	1年内償還予定の社債	15,000
仕掛品	101,643	未払法人税等	16,154
原材料及び貯蔵品	100,757	繰延税金負債	352
繰延税金資産	9,375	賞与引当金	12,880
貸付け金地金	110,458	預り金地金	241,406
その他	107,284	たな卸資産処分損失引当金	637
貸倒引当金	△2,537	その他	101,910
固定資産	1,029,470	固定負債	480,079
有形固定資産	666,226	社債	55,000
建物及び構築物	154,828	長期借入金	254,411
機械装置及び運搬具	213,586	役員退職慰労引当金	1,365
土地	260,805	関係会社事業損失引当金	4,137
建設仮勘定	23,091	環境対策引当金	32,568
その他	13,914	繰延税金負債	23,526
無形固定資産	58,574	再評価に係る繰延税金負債	25,590
のれん	43,436	退職給付に係る負債	56,037
その他	15,138	その他	27,443
投資その他の資産	304,669	負債合計	1,186,744
投資有価証券	252,067	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	393	株主資本	543,390
繰延税金資産	26,425	資本金	119,457
その他	31,332	資本剰余金	92,422
貸倒引当金	△5,549	利益剰余金	333,526
資産合計	1,896,939	自己株式	△2,017
注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			
37 MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION			

● 連結損益計算書 2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,304,068
売上原価	1,104,402
売上総利益	199,665
販売費及び一般管理費	139,904
営業利益	59,761
営業外収益	22,811
受取利息	587
受取配当金	14,692
固定資産賃貸料	4,863
持分法による投資利益	1
その他営業外収益	2,666
営業外費用	18,646
支払利息	4,922
固定資産除却損	4,076
固定資産賃貸費用	3,061
鉱山残務整理費用	3,565
その他営業外費用	3,020
経常利益	63,925
特別利益	38,522
投資有価証券売却益	19,072
固定資産売却益	16,545
受取保険金	2,400
その他特別利益	503
特別損失	42,863
環境対策引当金繰入額	23,912
減損損失	9,977
投資有価証券評価損	5,049
その他特別損失	3,924
税金等調整前当期純利益	59,584
法人税、住民税及び事業税	24,594
法人税等調整額	△583
当期純利益	35,573
非支配株主に帰属する当期純利益	7,220
親会社株主に帰属する当期純利益	28,352

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

● 連結株主資本等変動計算書 2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2016年4月1日 残高	119,457	92,266	303,026	△1,953	512,797
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,170		△9,170
親会社株主に帰属する当期純利益			28,352		28,352
土地再評価差額金取崩額			△1,165		△1,165
連結子会社増加に伴う増加額			127		127
持分法適用会社の減少に伴う増加額			12,335		12,335
自己株式の取得				△63	△63
自己株式の処分		△0			△0
自己株式の消却			△0		△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		157			157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	156	30,499	△63	30,592
2017年3月31日 残高	119,457	92,422	333,526	△2,017	543,390

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2016年4月1日 残高	21,645	△199	34,282	3,647	△16,946	42,430	89,789	645,017
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△9,170
親会社株主に帰属する当期純利益								28,352
土地再評価差額金取崩額								△1,165
連結子会社増加に伴う増加額								127
持分法適用会社の減少に伴う増加額								12,335
自己株式の取得								△63
自己株式の処分								△0
自己株式の消却								△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	33,581	1,087	647	△5,066	5,211	35,460	△876	34,584
連結会計年度中の変動額合計	33,581	1,087	647	△5,066	5,211	35,460	△876	65,177
2017年3月31日 残高	55,226	888	34,930	△1,418	△11,735	77,891	88,913	710,195

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

●貸借対照表 2017年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産	473,271	流動負債	472,452	
現金及び預金	67,360	支払手形	1,672	
受取手形	2,776	買掛金	31,713	
売掛金	69,605	短期借入金	105,659	
商品及び製品	41,666	1年内償還予定の社債	15,000	
仕掛品	49,044	リース債務	349	
原材料及び貯蔵品	42,838	未払金	5,762	
前渡金	16,422	未払費用	27,998	
前払費用	855	未払法人税等	6,955	
短期貸付金	3,009	前受金	3,636	
未収入金	9,008	未成工事受入金	6,008	
貸付け金地金	110,458	前受収益	81	
保管金地金	49,084	賞与引当金	4,856	
繰延税金資産	3,095	従業員預り金	8,267	
その他	8,770	設備関係支払手形	919	
貸倒引当金	△726	設備関係未払金	8,883	
固定資産	791,849	預り金地金	241,406	
有形固定資産	302,492	その他	3,281	
建物	54,938	固定負債	314,960	
構築物	30,403	社債	55,000	
機械及び装置	73,733	長期借入金	173,074	
船舶	0	リース債務	446	
車両及び運搬具	96	繰延税金負債	9,945	
工具器具及び備品	2,208	再評価に係る繰延税金負債	21,755	
土地	128,463	退職給付引当金	9,403	
リース資産	544	関係会社事業損失引当金	2,732	
建設仮勘定	11,018	環境対策引当金	32,568	
立木	1,084	資産除去債務	450	
無形固定資産	3,652	受入保証金	4,501	
鉱業権	437	その他	5,082	
ソフトウエア	2,876	負債合計	787,413	
リース資産	53	(純資産の部)		
その他	285	株主資本	397,053	
投資その他の資産	485,704	資本金	119,457	
投資有価証券	172,451	資本剰余金	113,000	
関係会社株式	303,038	資本準備金	85,654	
関係会社社債	4	その他資本剰余金	27,346	
出資金	66	利益剰余金	166,604	
関係会社出資金	3,068	その他利益剰余金	166,604	
長期貸付金	10	固定資産圧縮積立金	5,593	
関係会社長期貸付金	5,789	探鉱積立金	0	
その他	6,434	特定事業再編投資損失積立金	2,704	
投資損失引当金	△365	繰越利益剰余金	158,305	
貸倒引当金	△4,795	自己株式	△2,010	
資産合計	1,265,120	評価・換算差額等	80,653	
		その他有価証券評価差額金	51,256	
		繰延ヘッジ損益	584	
		土地再評価差額金	28,812	
		純資産合計	477,706	
		負債純資産合計	1,265,120	

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 損益計算書 2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	674,515
売上原価	614,580
売上総利益	59,934
販売費及び一般管理費	47,814
営業利益	12,120
営業外収益	29,154
受取利息	394
受取配当金	22,730
固定資産賃貸料	4,572
雑収入	1,456
営業外費用	14,073
支払利息	2,303
固定資産賃貸費用	3,061
鉱山残務整理費用	3,239
固定資産除却損	2,368
雑損失	3,099
経常利益	27,202
特別利益	32,560
固定資産売却益	15,826
関係会社株式売却益	15,168
その他特別利益	1,564
特別損失	34,404
環境対策引当金繰入額	23,912
関係会社株式評価損	6,538
減損損失	2,225
その他特別損失	1,728
税引前当期純利益	25,357
法人税、住民税及び事業税	9,909
法人税等調整額	△4,252
当期純利益	19,701

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 株主資本等変動計算書 2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位：百万円)

資本金	株主資本										自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	探鉱積立金	特定事業再編投資損失積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
2016年4月1日 残高	119,457	85,654	27,347	113,001	5,724	20	2,707	148,131	156,584	△1,946	387,097			
事業年度中の変動額														
任意積立金の積立					356	0		△357	–		–			
任意積立金の取崩					△487	△20	△3	511	–		–			
剰余金の配当								△9,170	△9,170		△9,170			
当期純利益								19,701	19,701		19,701			
土地再評価差額金取崩額								△511	△511		△511			
自己株式の取得										△65	△65			
自己株式の処分			△0	△0						2	1			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	–	–	△0	△0	△130	△19	△3	10,173	10,019	△63	9,955			
2017年3月31日 残高	119,457	85,654	27,346	113,000	5,593	0	2,704	158,305	166,604	△2,010	397,053			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2016年4月1日 残高	19,400	295	28,301	47,997	435,094
事業年度中の変動額					
任意積立金の積立					–
任意積立金の取崩					–
剰余金の配当					△9,170
当期純利益					19,701
土地再評価差額金取崩額					△511
自己株式の取得					△65
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	31,856	288	511	32,656	32,656
事業年度中の変動額合計	31,856	288	511	32,656	42,612
2017年3月31日 残高	51,256	584	28,812	80,653	477,706

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

三菱マテリアル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 野 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱マテリアル株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、株式取得及び事業譲受により、会社の子会社であるMMCカッパープロダクツを通じて、2017年5月2日にルバタ社Special Products事業部門に所属する14社を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

●会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

三菱マテリアル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 野 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱マテリアル株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、株式取得及び事業譲受により、会社の子会社であるMMCカッパープロダクツを通じて、2017年5月2日にルバタ社Special Products事業部門に所属する14社を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

● 監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その事業の報告を受け、調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月10日

三菱マテリアル株式会社 監査役会

常勤監査役 村 井 俊 一 

常勤監査役 久保田 博 

監 査 役 内 海 曜 郎 

監 査 役 笠 井 直 人 

(注) 1. 監査役内海暎郎及び監査役笠井直人は会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役石塚勝彦氏は、2016年11月27日逝去により退任致しました。

以 上

トピックス — I

当社グループの企業理念及び企業行動指針の見直し

2017年4月1日付で、当社グループ社員への一層の浸透を目的として、当社グループの最高規範である企業理念及び企業行動指針を見直しました。

企業理念に込めた想い

私たちは、「人と社会と地球のために」を企業理念とする総合素材メーカーとして、世の中にとて不可欠な基礎素材を供給してきました。

こうした理念のもと、私たちは、社会のさまざまなニーズに応えるため、私たちならではのユニークな技術や製品の研究開発に取り組み、より優れた製品、システムやサービス等を世の中に提供できるように努めてきました。私たちの仕事も、資源、基礎素材か

ら、高い機能性を有する加工製品や新材料、さらにはシステム、エンジニアリングやリサイクルの分野まで、幅広く拡がっています。このような事業により、自然の恵みである資源や素材を大切に利用するとともに、それを再生し再利用するという循環型社会への貢献も果たしています。

私たちは、これからも、公正な事業活動を通じ、社会の高度技術化、情報化、国際化、環境意識の高まり等、新しい時代の要請にチャレンジし、新たなマテリアル*を創造していきます。それにより、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応えるとともに、社会の持続的な発展に寄与したいと考えています。

*「マテリアル」には、素材、製品、サービス、ソリューション、人材等、三菱マテリアルグループが提供できる価値すべてを込めています。

企業理念

人と社会と地球のために

ビジョン

ユニークな技術により、人と社会と地球のために新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するリーディングカンパニー

価値観

多様な個性の尊重とチームワーク
誠実かつ迅速果敢な行動
顧客・社会のニーズ実現への飽くなき挑戦

行動規範

第1章【人権尊重】 第2章【安全優先】
第3章【法令遵守】 第4章【共存共栄】
第5章【環境保全】

トピックス — II

熊本地震の災害廃棄物の受け入れ、処理を開始

当社は、2016年4月に発生した熊本地震により生じた災害廃棄物の中の木くずについて、熊本県内の各関係自治体からの依頼を受け、同年11月より九州工場にて受け入れ、処理を開始いたしました。

受け入れ、処理する木くずは、セメント製造用の熱エネルギー代替原料として有効利用することができます。現在、現地で破碎されたものを九州工場で受け入れ、月間数百トン程度を処理しております。

当社は、九州、横瀬、岩手、青森の4つのセメント工場を有しており、各工場では、1,450℃の超高温の焼成プロセスを生かし、廃棄物をセメント原料や熱エネルギー代替として有効利用すると同時に、その無害化を実現しております。また、火力発電所の石炭



九州工場全景

灰、都市ごみ焼却灰、下水汚泥、廃プラスチック等の廃棄物も大量に受け入れ、その有効利用を図っております。

2011年3月に発生した東日本大震災においても、安全が確認された災害廃棄物を、地元関係者のご理解を得た上で、横瀬、岩手、青森の3工場で受け入れ、処理してまいりました。受け入れは2014年3月で終了しましたが、当社の処理量は約8万8,000トンに及んでおります。

当社グループは、これまでに培ってきた廃棄物の有効利用の技術やノウハウを活用して被災地のさまざまな課題の解決に協力し、本業を通じて震災復興に貢献してまいります。



搬入中の木くず

トピックス — Ⅲ

「安全衛生教育センター緑館」が竣工

当社グループでは、「安全と健康は全てに優先する」という行動規範のもと、安全衛生水準の向上に努めており、各般に亘る安全施策に取り組んでおります。その一環として、2017年3月に、当社さいたま総合事務所の敷地内に「安全衛生教育センター緑館」(以下、「当センター」)を竣工いたしました。

当センターは、センター長及び専任講師3名を中心に運営され、作業現場の実態を踏まえた45種の危険体感設備、安全衛生教育専用の講習室及び安全への強い決意を示す安全衛生モニュメントを設置しております。

今後、労働安全衛生法令やリスクアセスメント等に関する知識教育、各種の特殊作業

に必要な特別教育、安全管理者・責任者教育を実施してまいります。管理監督者や現場第一線の作業者を対象とした安全衛生に関する教育では、法令や設備構造といった知識の習得に加え、現場で求められる危険感受性の向上を図る必要があります。そこで、講義のなかでは、当センターの設備を活用し、過去に発生した災害・事故事例のCG動画視聴、危険体感設備を用いた日常作業に潜む危険の疑似体験等を通じ、危険感受性の向上を図ります。

当社グループの持続的発展のために、当センターにおいて実効性の高い安全衛生教育を行い、引き続き安全衛生水準の向上に尽力してまいります。



「安全衛生教育センター緑館」外観



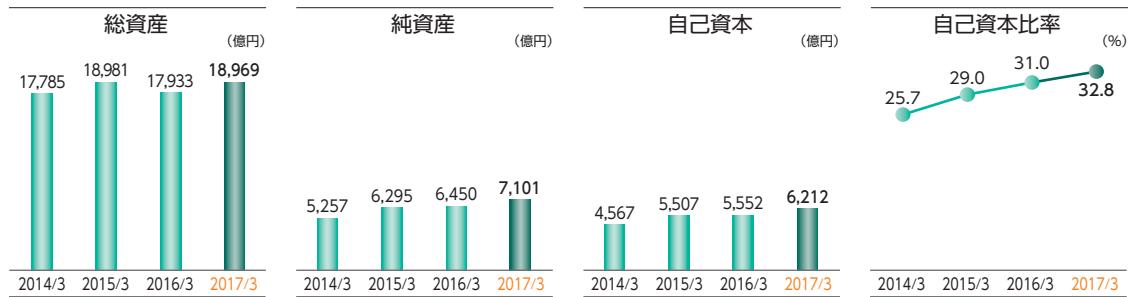
危険体感設備



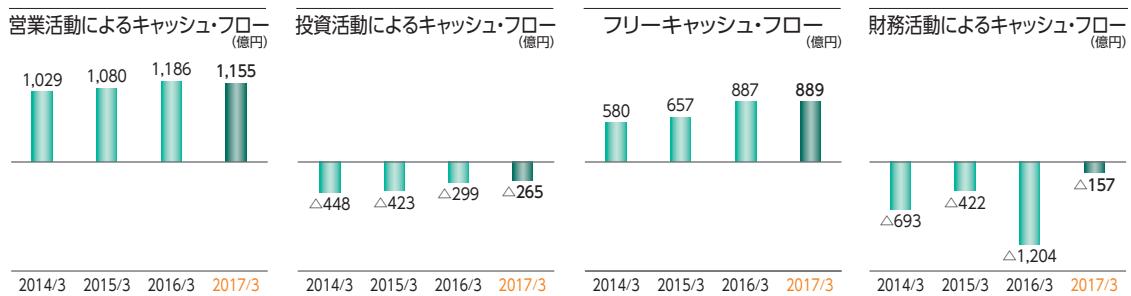
安全衛生モニュメント「Fifth Element」

連結主要財務指標

総資産等

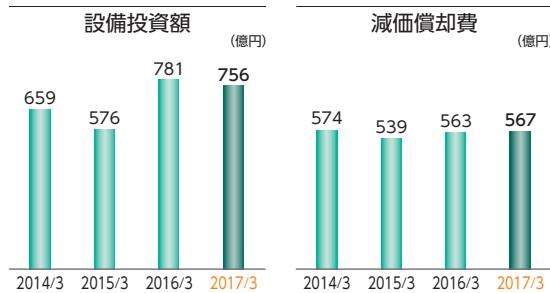


キャッシュ・フロー

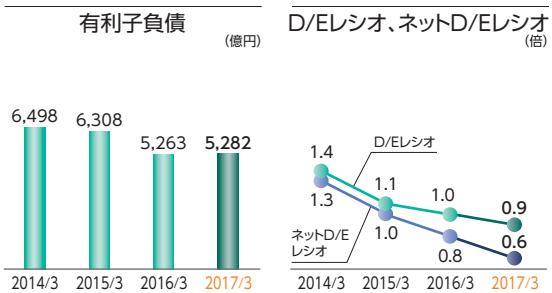


※フリーキャッシュ・フロー =
営業活動によるCF + 投資活動によるCF

設備投資額、減価償却費



有利子負債、D/Eレシオ、ネットD/Eレシオ



■ 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日	公 告 方 法 電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 【掲載アドレス】 http://www.mmc.co.jp
定時株主総会	6月	
同総会議決権行使 株主確定日	3月31日	
期末配当金支払 株主確定日	3月31日	
中間配当金支払 株主確定日	9月30日	株主名簿管理人 特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 (郵便物送付先・お問合せ先) 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話:0120-232-711(平日9:00-17:00)
単元株式数	100株	

■ 株式に関するお手続きについて

株式のご所有状況によってお手続き窓口が異なります。

1. 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会の内容	お問合せ先	
●郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ●支払期間経過後の配当金に関するご照会 ●株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話:0120-232-711(平日9:00-17:00)
●上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せ下さい。	

2. 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会の内容	お問合せ先	
●郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ●支払期間経過後の配当金に関するご照会 ●株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話:0120-232-711(平日9:00-17:00)
●特別口座から一般口座への振替請求 ●単元未満株式の買取・買増請求 ●住所・氏名等のご変更 ●特別口座の残高照会 ●配当金の受領方法のご指定	特別口座管理機関	手続き用紙の ご請求方法 ●音声自動応答電話によるご請求 電話:0120-244-479(24時間対応) ●インターネットからのダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/

株式に関する 「マイナンバー制度」の ご案内	市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主の皆様から、口座を開設されている証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要がございます。
------------------------------	---

 三菱マテリアル株式会社

<http://www.mmc.co.jp>